

入 札 説 明 書

この案件は、電子入札対象案件です。入札参加資格確認申請及び入札手続は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により行ってください。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札参加承認願を提出し、県の承認を得た後、書面により手続を行ってください。

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称及び予定数量

- ア 水道用緩速ろ過砂（有効径 0.30～0.45mm 均等係数 1.8 以下） 144 m³
- イ 水道用ろ過砂利（φ 1～3（特砂）） 10 m³
- ウ 水道用ろ過砂利（φ 3～6） 55 m³
- エ 水道用ろ過砂利（φ 6～10） 94 m³
- オ 水道用ろ過砂利（φ 10～20） 12 m³
- カ 水道用ろ過砂利（φ 20～30） 75 m³
- キ 有孔煉瓦（240mm×100mm×60mm、27mm×9mm×24 孔、2 段積） 1,253 m²
- ク 主渠板①（490mm×700mm×60mm） 36 m²
- ケ 主渠板②（790mm×700mm×60mm） 2 m²
- コ 主渠板③（819(460)mm×800mm×60mm） 4 m²
- サ 主渠板④（500mm×800mm×60mm） 2 m²

(2) 調達する物品の仕様等

公益社団法人日本水道協会が認証した品質確認実施工場で製造したろ過材であること。

(3) 納入期限

令和 8 年 2 月 27 日

(4) 納入場所及び方法

島根県企業局今津浄水場（島根県安来市上坂田町地内）
車上渡しによる

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿における営業品目（大分類）の「材料類」のうち営業品目（小分類）の「骨材」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置

の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年5月13日（火）午後4時までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を電子調達システムにより提出してください。なお、提出資料の電子ファイルの容量が10メガバイトを超えるときは、県の承認を得た後、持参し、又は簡易書留により郵送してください。

なお、書面による申請を認められた者は、次により提出してください。

ア 提出場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県企業局経営課

イ 提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行ってください。

- (3) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は、令和7年5月15日（木）午後5時までに電子調達システムの入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知します。

なお、書面により申請書を提出した者については、別途、書面により通知します。

- (4) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

4 入札手続

(1) 入札書

ア 電子調達システムによる入札

入札金額及び電子くじ番号を入力して提出してください。

イ 書面による入札

指定した入札書により提出してください。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出してください。

(2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

- (3) 電子調達システムによる入札の期間は、令和7年5月21日（水）午前9時から令和7年5月22日（木）午後4時までとします。ただし、この期間において、入札書が提出できる時間は、島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除いた日の午前9時から午後5時までです。

- (4) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和7年5月22日（木）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

(5)開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月23日（金）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

(6)落札者の決定方法

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としします。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定します。ただし、書面により入札書を提出した者があった場合は、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定します。

ウ 落札者の決定通知は、電子調達システムにより行います。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行います。

(7)再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、開札日において、直ちに再度入札を行います。

イ 再度入札の通知は、電子調達システムにより行います。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行います。

ウ 再度入札は、2回まで行います。

エ 1回目の再度入札は、次のとおり行います。

a 電子調達システムによる入札の期間

令和7年5月23日（金）午前10時から午後5時までの間に、電子調達システムの再入札通知書で通知する時間とします。

b 書面による入札の日時及び場所

令和7年5月26日（月）午後3時に、(4)イの場所へ持参してください。

c 開札の日時及び場所

令和7年5月27日（火）午前10時に、(5)イの場所で行います。

オ 2回目の再度入札は、次のとおり行います。

a 電子調達システムによる入札の期間

令和7年5月27日（火）午前10時から午後5時までの間に、電子調達システムの再入札通知書で通知する時間とします。

b 書面による入札の日時及び場所

令和7年5月28日（水）午後3時に、(4)イの場所へ持参してください。

c 開札の日時及び場所

令和7年5月29日（木）午前10時に、(5)イの場所で行います。

カ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとします。ただし、その場合でも予定価格は変更しません。

なお、随意契約の協議以降の手続は、電子調達システムによらず、書面により行います。

(8) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがあります。

(9) 郵便入札

令和7年5月22日（木）正午までに、本説明書3（1）アに記載の場所に郵送してください。

(10) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とします。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札は無効とします。

ア 入札書の記載事項が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

(11) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続を行ってください。

ア 電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出してください。

イ 書面による入札の場合は、入札執行前にあつては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出してください。

(12) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とします。

(13) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（島根県企業局経営課）に報告するとともに警察に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。

5 入札保証金

(1) 島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。

(2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができます。

(3) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

(4) 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属します。

(5) 入札保証金は、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除を受けることができます。入札保証金の免除を希望する者は、次のいずれかの方法で免除を受けることができますので、第1号

に該当する者はア、第2号に該当する者はイ、第3号に該当する者はウの各該当する方法で入札日の前日までに提出して下さい。

ア 保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、これらの案件の契約書の写しを提出する。

ウ 入札保証金の免除に関する誓約書を提出する。

6 契約保証金

(1) 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除します。

(2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用し、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができます。

(3) 契約保証金は、島根県会計規則第69条の3の規定により、契約履行の検査完了後、請求に基づき還付します。

(4) 契約保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属します。

7 契 約

(1) 契約書作成の要否
要します。

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。

(3) 契約条項
物品売買契約書（案）のとおりとします。

(4) 前金払い
ありません。

8 質 疑

(1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、電子調達システム又は書面により提出してください。

(2) 提出期限並びに書面による提出場所及び提出方法は、次のとおりです。

ア 提出期限

令和7年5月7日（水）午後5時まで

イ 提出場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県企業局経営課

ウ 提出方法

郵送又はファクシミリによって提出してください。（ただし、ファクシミリの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性がありますので、注意してください。）

(3) 提出のあった質疑については、令和7年5月9日（金）に、電子調達システムにより回答します。（この

案件の入札公告及び入札説明書等をダウンロードされた入札情報サービスの入札予定情報に、追加して掲載します。)

なお、やむを得ない事由により、電子調達システムで閲覧できない入札者については、書面により回答しますので、11(3)の問い合わせ先まで連絡してください。

9 紙入札参加承認願

(1) 書面による入札を希望する場合は、紙入札参加承認願を提出してください。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおりです。

ア 提出期限

令和7年5月13日(火)午後4時まで

イ 提出場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県企業局経営課

ウ 提出方法

持参又は簡易書留により郵送してください(提出期限必着)。

(3) 提出のあった承認願については、提出期限締め切り後に回答します。

10 添付書類(様式は別添のとおり)

(1) 入札参加資格確認申請書

(2) 入札保証金免除申請書

(3) 契約履行証明書

(4) 入札保証金の免除に関する誓約書

(5) 委任状

(6) 入札質疑書

(7) 入札辞退届

(8) 紙入札参加承認願

(9) 物品売買契約書(案)

11 その他

(1) 電子調達システムの利用に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第4条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が記録されたICカードが必要となります。詳細は、電子調達システムポータルサイトをご覧ください。

電子調達システムポータルサイトのURL (<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>)

(2) 電子調達システムには、入札参加資格や落札決定に関する質疑を行う機能がありますが、この機能は使用しないでください。

(3) この入札に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

島根県企業局経営課

電話：0852-22-6641 ファクシミリ：0852-22-5679